

洋上投票制度 が変わりました

洋上投票制度は、船員が船舶上でファクシミリ装置を用いて行う不在者投票制度です。公職選挙法の改正に伴い、平成29年4月10日から洋上投票制度の対象となる者の範囲を拡大しました。



Point①

洋上投票をすることができる船舶の範囲の拡大

洋上投票をすることができる船舶に、いわゆる便宜置籍船(外航船舶運航事業を営む日本の事業者が使用する外国船籍の船舶)が加わりました。



Point②

不在者投票管理者及び立会人がいない船舶での洋上投票の 手続の整備

これまで洋上投票は不在者投票管理者(船長)及び立会人がいる下で行われていましたが、不在者投票管理者及び立会人がいない船舶でも洋上投票をすることができるよう手続を整備しました。



明るい選挙イメージキャラクター
選挙のめいすいくん



Point③

洋上投票の対象となる船員の範囲の拡大



洋上投票の対象となる船員に、実習生等が加わりました。実習生が洋上投票を行う場合には、地方運輸局等から交付される練習船実習生証明書を添付の上、お住まいの市町村の選挙管理委員会に申請して選挙人登録証明書の交付を受けることが必要です。

※詳しくは、総務省、最寄りの都道府県または洋上投票の事務を行う市町村の選挙管理委員会(指定市町村の選挙管理委員会)におたずねください。指定市町村の選挙管理委員会は、総務省ホームページに一覧を掲載しています。



総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/youjou/youjou03.html



洋上投票の手続の流れ



① 不在者投票管理者(船長)及び立会人がいる場合

選挙人名簿登録証明書(①②共通)

投票送信用紙(①②共通)

確認書(②のみ使用)

② 不在者投票管理者(船長)及び立会人がいない場合

船員が船長に洋上投票をしたい旨を申出
※選挙人名簿登録証明書を添付

船長が指定市町村の選管に投票送信用紙等を請求
※選挙期日の公示後でも可能

指定市町村の選管が船長に投票送信用紙等を交付

船長が投票送信用紙等を保管

船員が指定市町村の選管に投票送信用紙等を請求
※選挙人名簿登録証明書及び海員名簿の写し等を添付
※選挙期日の公示後でも可能

なるほどね!



指定市町村の選管が船員に投票送信用紙等及び確認書を交付

船員が投票送信用紙等及び確認書を保管

出 航

選挙期日の公示後

船員が船長に投票送信用紙等を請求

船長が船員に投票送信用紙等を交付



船員が投票の記載をし、ファクシミリ装置を用いて送信

船員が投票送信用紙を切り離す
※ファクシミリ送信が正常に完了したことを確認してから切り離す

船員が投票記載部分を封筒に入れ、必要事項記載部分を封筒に貼り付けて船長に提出

投票に先立ち、船員が指定市町村の選管にファクシミリ装置を用いて確認書を送信

指定市町村の選管が船員に確認書を受信した旨を連絡

選挙期日の公示後

船員が投票の記載をし、ファクシミリ装置を用いて送信

船員が投票送信用紙を切り離す
※ファクシミリ送信が正常に完了したことを確認してから切り離す

船員が投票記載部分を封筒に入れ、必要事項記載部分を封筒に貼り付ける



帰 港

船長が指定市町村の選管に封筒を送致

指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に封筒を送致

船員が指定市町村の選管に封筒を送致

指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に封筒を送致

※ファクシミリ装置を用いて送信した投票は、指定市町村の選管が選挙人名簿登録地市町村の選管に送致します。